

委託募集について

1 「委託募集」とは、「労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして労働者の募集に従事させる形態で行われる労働者募集」を言います。

「労働者の募集」とは、職業安定法第4条5項において、「労働者を雇用しようとする者が、自ら又は他人に委託して、労働者になろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。」と規定しています。

この場合、被用者以外の者に報酬を与えて労働者の募集に従事させようとするときは厚生労働大臣の許可を得ること、被用者以外の者に報酬を与えることなく労働者の募集に従事させようとする時は厚生労働大臣に届け出ることが必要です。

2 委託募集を、募集主が募集受託者に報酬を与えて行う場合、募集区域が通勤区域内であると否とにかかわらず、厚生労働大臣又は募集に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長の許可を受けなければなりません（職業安定法（以下「法」という。）第36条第1項、職業安定法施行規則（以下「則」という。）第37条第1項第6号）。

3 募集主は、様式第3号「委託募集許可等申請書」を、厚生労働大臣の許可等に係るものについては募集を開始する月の21日前までに、正本1部及び写し1部を、都道府県労働局長の許可等に係るものについては募集を開始する月の14日前までに正本1部及び写し1部を都道府県労働局長に提出しなければなりません。

4 委託募集を募集主が募集受託者に報酬を与えることなく行う場合、募集区域が通勤区域内であると否とにかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に届け出なければなりません（法第36条第3項、則第37条第1項第6号）。

なお、届出の有効期間は最長で1年とし、1年を超えて行う場合には、以後1年ごとに届出なければなりません。

5 募集主は、様式第3号「委託募集届出書」の正本1部及び写し1部を、募集を開始する月の10日前までに、都道府県労働局長に提出する必要があります。

その際、委託募集届出書の内容を証明するために必要となる帳簿、書類等を同時に提示しなければなりません。

なお、届出は、募集受託者が募集主に代わって行うことができます。

(担 当)

佐賀労働局職業安定部職業安定課需給調整事業室

〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3-20

佐賀第二合同庁舎6階

TEL : 0952-32-7219

【参考法令】

○法第 36 条第 1 項

労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして報酬を与えて労働者の募集に従事させようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

○法第 36 条第 3 項

労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして報酬を与えることなく労働者の募集に従事させようとするときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

○則第 37 条第 1 項

法に定める厚生労働大臣の権限のうち、次の各号に掲げる権限は、当該各号に定める都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことは妨げない。

○法第 5 条の 4（求職者等の個人情報の取扱い）

公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りではない。

○則第 37 条第 6 号

法第 36 条第 1 項の規定による許可のうち次に掲げる募集に係るもの、同条第 2 項の規定による許可のうち当該募集に係るもの、同条第 3 項の規定による届出の受理のうち当該募集に係るもの、当該許可に際して行う法第 37 条第 2 項の規定による指示並びに法第 41 条第 1 項の規定による当該許可の取消し及び当該許可に係る募集の業務の停止並びに同条第 2 項の規定による当該届出に係る募集の業務の廃止及び停止に関する権限 募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

イ 募集事業所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集

ロ 募集事業所の所在する都道府県の区域以外の地域（当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する地域を除く。）を募集地域とする募集（当該業種における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する業種の属する事業の事業主が行うものを除く。）であって、その地域において募集しようとする労働者の数が 30 人以上であるときは 30 人）未満のもの